

早期発見

早期発見のために

担任

- ・被害者からの相談
- ・周囲の子どもからの情報提供
- ・日常観察
- ・日常的相談活動

教職員

- ・「いじめアンケート」調査（毎月）
- 教育相談月間（6月、11月）
- 教職員同士の情報共有
- 保護者からの相談、申し立て

学校外

- 外部からの情報提供、通報

学校の感度を上げておく
発見の網（二重、三重に）

いじめのレベル（区分）について

レベル	態 様	具体的手段等	
I	・単発的、被害者・加害者の力関係未分化 ・特定されない個人と集団や1対1など ・周囲認識 なし →潜在的段階	・けんか ・いじわる ・〇〇ごっこなどの過激な遊び	
II	・力関係一方向化 ・被害者・加害者が特定されつつあるが、単発的で短期間 ・周囲認識 半数 →兆候段階	・無視 ・悪質な悪口 ・嫌がらせ ・SNS	
III	・被害者・加害者がはっきり特定 ・日常化、集団化、長期化する ・腹痛、不眠などの身体症状 ・周囲認識 全員 →一般化段階	・物かくし ・仲間はずれ ・暴力的な扱い ・強要 ・SNS	いじめ
IV	・ゲーム化、陰湿化、巧妙化 ・歯止めなくエスカレート ・身体症状が深刻化 ・不登校など ・周囲（担任も）容認 →無秩序段階	・暴行 ・脅迫 ・使いパシリ ・SNS	具体的対応必要 犯罪
V	・暴行など際限なく残忍化 ・無力感、絶望感などの極限状況 ・周囲認識 4層化（被害者）（加害者） （聴衆）（傍観者） →崩壊段階	・リンチ ・辱め ・残虐行為	

早期対応

生徒指導主事、上司への報告
学校いじめ防止対策委員会

- 緊急会議開催
- ・情報の整理
 - ・「いじめ」かどうかの判断
 - ・対応方針の確認

1 いじめの事実確認（正確に 迅速に）

- （1）被害者からの聴き取り
- （2）周囲の子等からの聴き取り
・状況把握で事実を固める
- （3）加害者からの聴き取り・事実確認
・事実をもって丁寧に行う
・自白の強要にならぬように

緊急会議

- ・全容の確認
- ・対応方針の確認
- 市教委への報告
・様式1「いじめ速報」（電子媒体）と電話
・様式2「いじめに関する報告書」（紙媒体）
【認知から2週間以内に】

2 いじめへの指導

- （1）加害者への指導
形式的謝罪のみにならぬよう
社会性の向上、人格の成長に主眼
- （2）集団への指導
いじめは許されない行為
止めさせる、知らせる勇氣
尊重し合う集団
- （3）加害者保護者への対応
事実説明、協力要請、助言
- （4）被害者、保護者への対応
事実説明、支援の決意・方針表明
- （5）その他
懲戒の検討
観察、手段の確認 等

3 重大事態の場合

- （1）教育委員会
・調査 → 学校主体
教育委員会主体 ----> (調査委員会設置)
・被害児童生徒、保護者へ確認した事実を説明
今後の対応表明、実行
・市長への報告
----> (附属調査機関設置) ----> (議会への報告)
----> (総合教育会議開催)
- （2）犯罪の場合 警察への通報

未然防止

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

未然防止のために

- 学校いじめ防止基本方針の共有・実行・見直し（毎年）
- いじめ防止校内研修
- 情報の共有
- 保護者との情報交換
- 関係機関との連携
- 毎月のいじめアンケートの実施
- 全児童との面談（6月・11月）

いじめを生まない集団づくりのために

- ～いじめ防止に関わる様々な取組具体例～
- いじめアンケート
 - なかよしさわやか宣言の作成
 - 縦割り班活動（清掃・遊び）
 - 児童会行事（レク集会）
 - 特別支援学級・学校の子どものふれあい活動

いじめを生まない集団（学級）づくりに必要なこと

- 一人ひとりに自己存在感を与える（居場所づくり）
 - ・自分が価値ある存在であることを実感→自己肯定感
 - ・学級が安心できる居場所になること
 - ・学ぶ楽しさ、達成感、充実感を感じさせること
- 共感的な人間関係を育成する（絆づくり）
 - ・認め合い、学び合い、話し合いによる合意（折り合い）
→自己有用感、所属感、連帯感をもたせる
 - ・「違う」ことを『多様性』として認め合うことができる

必携資料

- 学校いじめ防止基本方針
- 一関市いじめ防止基本方針
- いじめ防止対策推進法（H25法律）
- いわて「いじめ問題」防止対応マニュアル（岩手県立総合教育センター）